

## 三条市学校適正規模検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 三条市立小中学校（以下「学校」という。）の児童生徒数が減少する中で、学校の適正規模等についての総合的な検討を行うため、三条市学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) 公募により選任された者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。